

就労支援事業会計処理基準の概要

本概要は、社援発 0115 第 1 号、平成 25 年 1 月 15 日付け、厚生労働省社会援護局長『「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」の一部改正について』の別紙『就労支援の事業の会計処理の基準』をもとに作成しています。

○制定の経緯（会計処理の基準（以下省略）第二の 1（1））

- ・平成 18 年会計処理基準制定時の考え方

適正な利用者工賃を算出するため、製品製造過程等における適切な製造原価等の把握が必要。

★利用者への工賃＝就労支援事業収入－就労支援に必要な経費

就労支援事業における原価管理の重要性を勘案し、就労支援事業会計処理基準として取りまとめた。

- ・平成 24 年改正における考え方

（ア） 新社会福祉法人会計基準（平成 23 年 7 月 27 日付け制定）

（イ） 就労支援事業会計処理基準について、（ア）における就労支援事業の取扱いに概ね準じた改正を行う。

○経理の区分（第二の 1（2））

A 就労支援事業のいずれかのみを実施する事業所（以下「通常の事業所」という。）

→就労支援事業に関する経理を区分する。

B 多機能型事業所等

→各事業所毎に経理を区分し、各就労支援事業毎にサービス区分を設ける。

○法人が作成するもの（第二の 1（3））

（ア） 一つの就労支援事業所等を運営する場合

- ・就労支援事業事業活動計算書（別紙 1）

（就労支援事業損益計算書、就労支援事業正味財産増減計算書等を含む。）

（イ） 複数の就労支援事業所等を運営する場合

- ・就労支援事業事業活動計算書（別紙 1）

- ・就労支援事業事業活動内訳表（別紙 2）

※別紙 1、別紙 2 とも各法人制度で使用することとされている会計基準において相当する様式に記載可能。

○就労支援事業の各サービス区分毎の損益状況を把握するために作成するもの（第二の 1（4））

A 通常の事業所（第二の 2（1）及び 2（2））

・（表 1）就労支援事業別事業活動明細書

（就労支援事業別損益計算書，就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。）

・（表 2）就労支援事業製造原価明細書 ←（表 1）中の当期就労支援事業製造原価に関して作成

・（表 3）就労支援事業販管費明細書 ←（表 1）中の就労支援事業販管費に関して作成

※（表 4）就労支援事業明細書

年間売上高 5,000 万円以下で，多種少額の生産活動を行う等の理由により，製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は，（表 2），（表 3）の作成に替えて，（表 4）の作成で良い。

B 多機能型事業所等（第二の 3（1）及び 3（2））

・（表 5）就労支援事業別事業活動明細書（多機能型事業所等用）

（就労支援事業別損益計算書，就労支援事業別正味財産増減計算書等を含む。）

・（表 6）就労支援事業製造原価明細書（多機能型事業所等用） ←（表 5）中の当期就労支援事業製造原価に関して作成

・（表 7）就労支援事業販管費明細書（多機能型事業所等用） ←（表 5）中の就労支援事業販管費に関して作成

※（表 8）就労支援事業明細書（多機能型事業所等用）

各就労支援事業の年間売上高が 5,000 万円以下で，多種少額の生産活動を行う等の理由により，製造業務と販売業務に係る費用を区分することが困難な場合は，（表 6），（表 7）の作成に替えて，（表 8）の作成で良い。

○会計処理について（第二の 2（1）及び 2（2），第二の 3（1）及び 3（2））

※以下の文中において，多機能型事業所等は（表 1）を（表 5）に，（表 2）を（表 6）に，（表 3）を（表 7）に，（表 4）を（表 8）に読み替える。

（ア） 製造した製品を販売する場合

・（表 1）中の就労支援事業販売原価＝期首製品棚卸高＋（表 2）で計算された当期就労支援事業製造原価－期末製品棚卸高

・（表 1）中の就労支援事業販管費…製品の販売のために支出された金額を計上

・製造業務に携わる利用者の賃金及び工賃，製造業務に係る就労支援事業指導員等の給与等は（表 2）に計上

・販売業務に携わる利用者の賃金及び工賃，販売業務に係る就労支援事業指導員等の給与等は（表 3）に計上

（イ） 商品を仕入れて販売する場合

・（表 1）中の就労支援事業販売原価＝期首商品棚卸高＋当期就労支援事業仕入高－期末商品棚卸高

- ・（表 1）中の就労支援事業販管費…商品の販売のために支出された金額を計上
- ・利用者の賃金及び工賃，就労支援事業指導員等の給与等は（表 3）に計上

※作業種別毎の区分が省略できる場合

多種少額の生産活動を行う等の理由により，（表 2）及び（表 3）の作業種別毎の区分が困難な場合は省略可能。この場合（表 1）の作業種別毎の区分は不要。

（ウ） 年間売上高（多機能型では各就労支援事業の年間売上高）5,000 万円以下で，（表 2）及び（表 3）に替えて（表 4）を作成する場合

- ・（表 4）の就労支援事業費は，（表 2）の当期就労支援事業製造原価を読み替えたもの。（表 1）の当期就労支援事業製造原価も同様に読み替えて作成する。
- ・（表 1）の就労支援事業販管費は削除して作成する。

※共通費の按分

複数の事業に共通する支出の按分方法等については，「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」に準じる。これにより難しい場合は，当該通知とは別に実態に即した合理的な按分方法によることにして差し支えない。